

起 訴 状

平成16年 1 月 26 日

立川簡易裁判所 殿



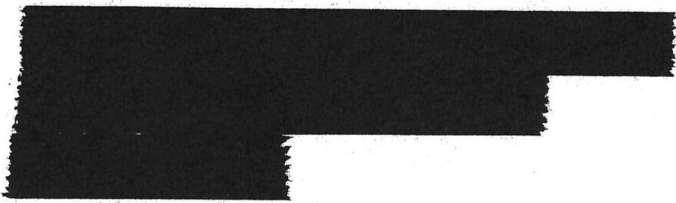
立川区検察庁
検察官副検事

小川裕朗

下記被告事件につき公訴を提起し、略式命令を請求する。

記

本 籍
住 居
職 業



(在宅)



公 訴 事 実

被告人は、平成15年9月7日午前3時30分ころ、業務として普通乗用自動車を運転し、東京都福生市大字福生469番地付近道路を進行中、運転開始前の飲酒の影響等により眠気を覚え、前方注視ができないおそれのある状態になったのであるから、直ちに運転を中止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、直ちに運転を中止せず、上記状態のまま運転を継続した過失により、同日午前3時35分ころ、同都昭島市緑町3丁目4番付近道路を福生方面から立川方面に向かい時速約50ないし60キロメートルで進行中、前方を同方向に進行中の _____
_____ 運転の普通貨物自動車を認めながらも一時仮睡状態に陥り、同車が同所先の交差点の対面信号機の黄色信号表示に従って減速中であることを至近距離に迫って気づき、右転把したが間に合わず、同車右後部に自車左前部を衝突させ、その衝撃

により上記____運転車両を左前方に暴走させて同道路左側に設けられたガードレール及び信号柱に衝突させ、よって、同人に加療約2週間を要する頭部打撲、頸椎捻挫等の傷害を、同車の同乗者____[REDACTED]に加療約2週間を要する頸椎捻挫の傷害をそれぞれ負わせたものである。

罪 名 及 び 罰 条

業務上過失傷害

刑法第211条第1項前段